

魚津市告示第6号

魚津市固定資産税過誤納金相当額等支払要綱を次のように定める。

令和3年1月20日

魚津市長 村椿 晃

魚津市固定資産税過誤納金相当額等支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の責めに帰すべき課税誤りにより発生した固定資産税に係る過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第18条の3第1項の規定により請求権が消滅したものに相当する額（以下「過誤納金相当額」という。）及びこれに係る利息相当額（以下これらを「過誤納金相当額等」という。）を支払うことにより、納税義務者の不利益を補填し、もって税負担の公平性及び税務行政に対する信頼を確保することを目的とする。

(支出の根拠)

第2条 過誤納金相当額等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により支出する。

(過誤納金相当額等の支払対象)

第3条 過誤納金相当額等の支払対象となる課税誤りは、次に掲げるものに限る。

- (1) 住宅用地の認定誤り
- (2) 所有者の認定誤り
- (3) 地目認定誤り
- (4) 家屋の滅失の認定誤り
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認めるもの

(過誤納金相当額等の支払申請対象者)

第4条 過誤納金相当額等の支払申請対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過誤納に係る固定資産税の納税義務者（当該納税義務者に相続があった場合においてはその相続人（相続人が複数いる場合は、魚津市税条例施行規則（昭和48年魚津市規則第29号）第8条第3号に規定する相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書により規定する相続人代表

者（現所有者代表者））又は民法（明治29年法律第89号）第951条の法人とし、当該納税義務者に合併があった場合においては合併後存続する法人又は合併により設立した法人とする。）

(2) 前号の規定にかかわらず、魚津市税条例（昭和37年魚津市条例第1号）第52条に規定する納税管理人が設けられている場合においては、当該納税管理人

(3) 前2号に掲げる者のほか市長が認めたもの

2 市長は、過誤納金が納税義務者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等において、過誤納金相当額等を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、過誤納金相当額等を支払わないものとする。

（過誤納金相当額等の申請）

第5条 過誤納金相当額等の支払を申請しようとする者は、固定資産税過誤納金相当額等支払申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（過誤納金相当額等の支払対象期間）

第6条 過誤納金相当額等の支払対象期間は、申請書を受理した日（以下「受理日」という。）の属する年度から起算して10年前までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項に規定する支払申請対象者が所有する領収書等により、過誤納金を含む固定資産税の納付が確認できる場合は、過誤納金相当額等の支払の対象となる期間を、受理日の属する年度から起算して20年前までの間とする。

（過誤納金相当額等の額及び算定）

第7条 過誤納金相当額等の額は、次に掲げる額の合計額とし、年度毎に算定するものとする。この場合において、過誤納金及び還付加算金に係る課税処分をすべき年度の法の規定を準用して算定するものとする。

(1) 過誤納金相当額

(2) 過誤納金相当額に係る利息相当額

2 前項第1号の過誤納金相当額は、固定資産課税台帳等により算定するものとし、納税額から当該固定資産課税台帳の修正後の課税標準額より算出した税額を差し引いた額とする。

3 第1項第2号の過誤納金相当額に係る利息相当額は、過誤納金相当額の納付があった日の翌日から受理日までの期間の日数（以下「日数」という。）に応じて、当該過誤納金相当額に民法第404条に規定する法定利率（以下「年利」という。）を乗じて算定した額とし、次の算定式により算定する。

$$\frac{\text{過誤納金相当額} \times \text{日数} \times \text{年利}}{365 \text{日}}$$

365日

(過誤納金相当額等支払の決定及び通知)

第8条 市長は、第5条の規定により、申請書の提出があったときは、当該申請の内容を調査し、過誤納金相当額等の支払の可否を決定し、固定資産税過誤納金相当額等支払通知書(様式第2号)又は固定資産税過誤納金相当額等支払却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(過誤納金相当額等の請求等)

第9条 前条に規定する固定資産税過誤納金等相当額支払通知書を受理した者は、速やかに固定資産税過誤納金相当額等支払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに過誤納金相当額等を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、過誤納金相当額等の支払に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(魚津市固定資産税過誤納金返還金支払要綱の廃止)

2 魚津市固定資産税過誤納金返還金支払要綱(平成24年魚津市告示第114号)は、廃止する。

様式第1号（第5条関係）

固定資産税過誤納金相当額等支払申請書

年 月 日

魚津市長

あて

（納税者）

申請者 住所

氏名

連絡先電話番号 ー

魚津市固定資産税過誤納金相当額等支払要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

（対象となる物件）

土地・家屋の別	所 在	地番 (家屋番号)	地目 (構造)	地積 (床面積) m ²	理 由

（過誤納金相当額）

区 分	年度分 (円)	年度分 (円)	年度分 (円)	年度分 (円)	年度分 (円)	合 計 額 (円)
金 額						

様式第2号（第8条関係）

魚津市指令第 号
年 月 日

様

固定資産税過誤納金相当額等支払通知書

魚津市長 印

年 月 日付けで申請のあった魚津市固定資産税過誤納金相当額等について、魚津市固定資産税過誤納金相当額等支払要綱第8条の規定に基づき、次のとおり支払する旨を決定したので通知いたします。

（対象となる物件）

土地・家屋の別	所 在	地番 (家屋番号)	地目 (構造)	地積 (床面積) m ²	支払の理由

（過誤納金相当額等）

区 分	年度分 (円)	年度分 (円)	年度分 (円)	年度分 (円)	年度分 (円)
過誤納金 相当額					
利息相当額					
小 計					
合 計 額	円				
備 考					

様式第 3 号（第 8 条関係）

魚津市指令第 号
年 月 日

様

固定資産税過誤納金相当額等支払却下通知書

魚津市長 印

年 月 日付けで申請のあった魚津市固定資産税過誤納金相当額等については、下記の理由により却下することを決定したので通知します。

却下する理由

様式第4号（第9条関係）

固定資産税過誤納金相当額等支払請求書

年 月 日

魚津市長 あて

請求者 住所

氏名

連絡先電話番号 ー

魚津市固定資産税過誤納金相当額等支払要綱第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求金額 円

支払金振込み口座

還付先口座	金融機関名		支店名等の名称	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※請求者と振込み口座の名義人は、同一人をお願いします。